

# ひきこもり支援施策の全体像

資料1

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

## 市町村域 ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

### I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町村）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

### II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の様となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一連的に実施

### III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

#### ○市町村への準備支援（監視）

新たに支援開始を検討している市町村の準備支援（予算申請、運営費、居場所入居など）へ手厚く援助（専門家陣、センター等の意見が重視）

ひきこもり地域支援センターの設置  
セラピストの派遣  
都道府県から市町村への財政支援と  
支援ノットワーカーの選定  
（市町村2年後に市町村事業に移行）

#### 取組の輪



#### ○市町村への準備支援（監視）

新たに支援開始を検討している市町村の準備支援（予算申請、運営費、居場所入居など）へ手厚く援助（専門家陣、センター等の意見が重視）

ひきこもり地域支援センターの設置  
セラピストの派遣  
都道府県から市町村への財政支援と  
支援ノットワーカーの選定  
（市町村2年後に市町村事業に移行）

## 後方支援 立ち上げ支援

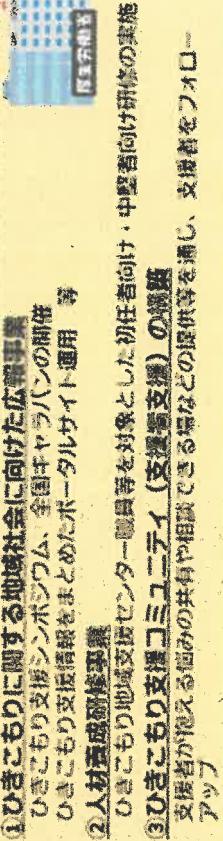
### ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、当事者会・家族会の開催、住民への普及啓発等を総合的におこなう

### 都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

- ②支援の質の向上
- ③支援者のケア

- ①社会全体の  
気運醸成



# 【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】 ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

## 背景や目的

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市・区・町・村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、中高年齢層のひきこもり状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、新たな指針が必要である。
- ひきこもり状態にある本人やその家族に対する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、寄り添う相談支援を実施するための指針とする。
- ひきこもり当事者や家族等の状況は多様であるため、社会的孤立状態にある方や、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。
- 名称は「**ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～**」とする。  
(マニュアルという言葉は用いない)

## 検討委員会構成

- 石川 良子（立教大学人社会学部教授）  
※宇佐美政英（国立国際医療研究センター国府台病院  
児童精神科診療科長）
- ※斎藤 環（筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授）  
◎長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）
- 林 恵子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）  
板東 充彦（跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）
- 藤岡 清人（特定非営利活動法人KJH全国ひきこもり  
家族会連合会理事長（共同代表））
- 山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター  
所長  
(高知県ひきこもり地域支援センター) 所長  
○(は)座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究  
メンバー及び研究協力者

## <令和5年度の検討内容>

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称（マニュアル➡ハンドブック）
- ★ハンドブック骨子の策定

- 全4回の検討委員会開催 (R5.8～R6.3)
- 延べ5回の作業部会開催
- 自治体宛のアンケート調査 (2回)

## <令和6年度の検討内容>

- ★令和6年10月末～11月末  
ハンドブックに対する意見  
をインターネット上で照会
- ★令和7年2月頃  
ハンドブック試行研修開催
- ハンドブック 目次 (予定)
  - 1 はじめに
  - 2 ひきこもり支援の目指す姿
  - 3 ひきこもり支援における価値や倫理
  - 4 ひきこもり支援のポイント  
事例で見る支援のポイント  
(30事例程度)
  - 5
- 全4回の検討委員会開催 (R6.7～R7.3)
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治  
体への意見照会

# 【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

## 【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関する全ての支援者が、支援にあたっての参考（廻り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもり支援のガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わった中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通じて、より良い支援を実現していく。

## ひきこもり支援の対象者と目指す姿

### 支援の対象者

- ▶ 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
- ※**その状態にある期間は問わない。**

### 目指す姿

- ▶ ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※**社会参加の実現や就労はプロセスであり、それのみが支援のゴールではない。**
- ▶ 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

## ひきこもり支援における価値や倫理

### 価値や倫理

- ▶ ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の廻り所）とする。
- ▶ 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

### 支援の留意点

- ▶ 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上の6つの留意点。

## ひきこもり支援におけるポイント

### 支援のポイント

- ▶ ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それに応じた支援も多様であるため、各自治体が実践している支援のポイントを網羅して掲載。

- ▶ 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワーメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

### 事例で見る支援のポイント

- ▶ 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- ▶ 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。